

1. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

(1) 被相続人（亡くなられた方）名義のお取引等の取扱

相続手続きが完了するまで、お引出し・ご入金等のお取扱ができなくなります。

お取引内容	概要
ご預金等	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替のご契約がある場合、口座振替は停止となります。口座振替中の代金については、支払先へ連絡し、支払方法の変更手続きを確認願います。 ・振込入金がある場合は、入金指定口座の変更手続きをお願いいたします。 ・当座預金取引がある場合は、解約させていただきます。 小切手帳・手形帳の未使用分は、当店へご返却ください。 小切手・手形の生前振出分がある場合は、窓口にご相談ください。
債券 ・投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続きが完了するまで売買はできません。 (償還日等期日到来分は被相続人名義の指定預金口座へ入金されます)
保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・別途保険会社所定の手続きが必要となります。当行でお申し込んだ生命保険・火災保険等は、各保険会社へお取次いたします。
ご融資 ・ローン等	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の方が当行において融資取引を行われていた場合、またはご融資の保証人等になっていらっしゃる場合は、相続方法等について別途ご相談させていただきます。
貸金庫等	<ul style="list-style-type: none"> ・開庫のお取扱いは中止させていただきます。開庫・格納物の引き取りは相続手続き完了後とさせていただきます。 ・相続財産を明らかにする等の事由で、相続人全員の合意のもとに相続手続き前に開庫する必要がある場合は、別途ご相談ください。

(2) 残高証明書・取引明細表の発行（窓口にお申し出ください）

- ・相続人、遺言執行者、相続財産管理人または相続財産清算人のお一人のご依頼により発行します。
 - ・この場合、次の書類をご実印をご持参ください（当行とお取引がある場合は「お届け印」）。
 - ◇ 被相続人が亡くなられたことが確認できる書類〔戸籍謄本、除籍謄本〕
 - ◇ 相続人、遺言執行者、相続財産管理人または相続財産清算人であることがわかる書類

相続人〔戸籍謄本〕 遺言執行者〔遺言書〕 相続財産管理人または相続財産清算人〔裁判所の発行する選任書〕

 - ◇ 相続人、遺言執行者、相続財産管理人または相続財産清算人の印鑑証明書
- ※ 残高証明書・取引明細表の発行には、当行所定の手数料が必要となります。

(3) 葬儀費用等で相続手続き完了前に預金一部支払が必要な場合（窓口にご相談ください）

- ・相続人の方から、別途確認資料等のご提出をお願いします。

2. 相続手続きに必要な書類について

(1) 全てのお客さまにご提出・ご持参いただく書類等

遺言書がある場合、遺産分割協議済の場合、裁判所の調停・審判による場合は、一部手続きが異なりますので、担当者をご相談・確認願います。

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	相続に関する委任状 (記入例は5P)	・相続される方が、相続関係者の代表の方(相続人の一人)に、事務手続きを委任する書類です。 ・相続される方の自署・実印押捺をお願いします。	銀行窓口
	相続に関する依頼書 (記入例は6P)	・相続される方から委任を受けた代表の方が、銀行へ手続きを依頼する書類です。 ・相続預金等の取扱方法について、相続される方全員で事前に協議のうえご依頼ください。	
	名義書替依頼書 (記入例は7P)	・相続関係者の代表の方が、銀行へ名義書替を依頼する書類です。 ・名義書替を受ける方から別途書類の提出が必要となりますので窓口にご相談ください。	
	亡くなられた方の戸籍謄本	・出生から死亡までの連続した戸籍謄本(原戸籍)と「除籍」表示のある戸籍謄本をご用意ください。 (被相続人死亡後発行分 ※ 原戸籍を除く)	本籍所在の市区町村の役所 (令和6年3月1日より、戸籍法の一部改正に伴い本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等が請求できるようになりました。詳細は法務省ホームページをご確認ください)
	相続される方全員の戸籍謄本	・現在の戸籍謄本をご用意ください。(被相続人死亡後発行分) ・亡くなられた方の戸籍謄本により確認できる方は、提出不要です。 ・代襲相続がある場合、亡くなられた相続人さまの戸籍謄本のご提出をお願いする場合があります。	
	認証文言付き法定相続情報一覧図	・認証文言付き法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。	法務局(詳しくは担当者へお尋ねください)
	相続される方全員の印鑑証明書	・発行後3カ月以内のものをご用意ください。 ・海外に居住されている方で印鑑証明書が取得できない方は、「サイン証明書」と「在留証明書」をご用意ください。	現住所の市区町村の役所(海外の日本領事館)
	通帳・証書 キャッシュカード 未使用の手形・小切手	・亡くなられた方の全ての通帳・証書をご持参ください。	—
	実印	・相続関係者代表の方は、相続される方が署名・実印押捺された委任状と戸籍謄本などの相続関係書類と一緒に実印をご持参ください。	—
	本人確認書類	・ご来店者様の運転免許証などの本人確認書類(ご来店者様が相続人様であることを確認するため)	原本にて確認

- ・亡くなられた方の確認で、前戸主の戸籍謄本(原戸籍)を確認させていただくことがあります。
- ・戸籍謄本・印鑑証明書などの相続関係書類は、原本のご提出後、当行で写しをとらせていただき返却いたします。
- ・ご相続の内容によっては、上記以外の書類のご提出をお願いする場合があります。

(2) 相続を受ける方・手続きをされる方が定められている場合にご持参いただく書類

(前述の書類のほかに次のものが必要となります。)

① 遺言書がある場合

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	遺言書	<p>下記①～③のいずれかをご持参ください。当行で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。</p> <p>① 公正証書遺言書謄本 ② 自筆証書遺言書および検認調書謄本（または検認済証明書） ③ 遺言書情報証明書（法務局による保管制度を利用されている場合）</p>	<p>①公証人役場 ②家庭裁判所（検認） ③法務局</p>
	遺言執行者選任審判書謄本など	<p>・当行で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。（遺言執行者が選任されていない場合、遺言書で選任されている場合は不要です）</p>	家庭裁判所
	遺言執行者の印鑑証明書	<p>・発行後3ヵ月以内のものをご用意ください。（遺言執行者が選任されていない場合は不要です）</p>	現住所の市区町村の役所

② 遺産分割協議済の場合

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	遺産分割協議書	<p>・相続人の中で相続財産の分割協議をされる場合に作成される書類です。</p> <p>・当行で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。</p>	—

③ 裁判所の調停・審判による場合

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	遺産分割調停調書謄本または遺産分割審判書謄本 [審判確定証明書も添付]	<p>・相続人の中で相続財産の分割調停または分割審判をされる場合に作成される書類です。</p> <p>・当行で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。</p>	家庭裁判所

用語説明

- ・ 遺言執行者 … 遺言の内容に基づき、実際に相続手続きをする人で、遺言で指定される場合と家庭裁判所で選任される2通りがあります。
遺言執行者が指定されている場合は、相続人の方が相続手続きを行うことはできません。
- ・ 代襲相続 … 被相続人が亡くなるよりも先に相続人が亡くなった等により、その相続人の子等が相続人に代わって相続することです。

必要書類に関する補足説明

亡くなられた方の戸籍謄本

◇戸籍謄本を取得するには…

- 亡くなられた方の本籍のある市区町村の役所（戸籍課など）へ請求し取得することになります。
- 戸籍謄本を請求される際は、「相続手続きに必要なため、亡くなられた方が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍謄本（改製原戸籍を含む）が必要」とお伝えください。

<p>◇亡くなられた方の本籍がある市区町村が遠隔地の場合は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの市区町村では、郵便を利用して戸籍謄本を取得することができます。 ○ 具体的な手続きは、各役所によって異なりますので、あらかじめ電話等にて各役所にお問い合わせください。
<p>相続される方の戸籍謄本</p>
<p>◇戸籍謄本を取得するには…</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本籍地の市区町村の役所（戸籍課など）へ請求し取得することになります。
<p>◇亡くなられた方の戸籍謄本で、相続される方が確認できる場合は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続される方の戸籍謄本の提出は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなられた方と同一の戸籍にいる方 ・ 亡くなられた方の戸籍から結婚などで除籍されたが、現在の姓が亡くなられた方の戸籍から確認できる方
<p>◇代襲相続がある場合は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代襲相続人の方を確認させていただくため、亡くなられた相続人の方の戸籍謄本のご提出をお願いします。 ○ 戸籍謄本を請求される際は、「相続手続きに使用するため、亡くなられた相続人の方が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍謄本（改製原戸籍を含む）が必要」とお伝えください。

3. 相続される方の確認について

(1) 相続人の範囲

以下のA+B（高順位のもの）

A	常に相続人	配偶者
B	第1順位	子（代襲相続人は、孫・曾孫）
	第2順位	父母（父母が死亡している場合は、祖父母）※ 第1順位の相続人がいない場合
	第3順位	兄弟姉妹（代襲相続人は、甥・姪）※ 第1順位、第2順位の相続人がいない場合

補足説明

- ・ 養 子 … 実の子と同様、相続人となります。
- ・ 認 知 さ れ た 子 … 認知された子は、父の相続人となります。
(父の妻との間には親子関係はないので、父の妻の相続人にはなりません)
- ・ 相続欠格者または廃除者
… 相続人になることはできません。
- ・ 相 続 放 棄 … 相続放棄が認められると、初めから相続人でなかったものと見なされ、相続手続きは、相続放棄をされた方を除外して行ないます。
- ・ 相続人が未成年 … 相続手続き（委任状への署名・実印押捺など）は、親権者（または特別代理人）に行ってください。

※未成年者および親権者の双方とも相続人で遺産分割協議を行っている場合は、特別代理人の選任が必要となりますので、担当者へご確認ください。

お客さま記入例

【相続に関する委任状】

《ご記入にあたってのお願い》

1. 委任内容をご確認のうえ、①～⑤すべてを委任者様ご本人（代表者様以外のご相続人様）がご記入ください。
2. 訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正箇所に実印をご捺印ください。

①ご署名・ご捺印された日付

株式会社 北陸銀行 あて ◎ ●●●●年 ●●月 ●●日

相続に関する委任状

◎の欄は委任をする方がご記入またはご捺印ください。

②亡くなられた方のお名前

◎ 被相続人 (お亡くなりになった方)	ふりがな ほくりく たろう おなまえ 北陸 太郎
------------------------	---------------------------------------

過日死亡いたしました上記被相続人の貴行との相続事務について、以下の事項について相続関係者代表にすべて委任いたします。なお、後日、遺言や遺産分割等について、相続分・特別受益・寄与分・遺留分等をめぐるトラブル・争いが生じ、他の相続人等から被相続人の預金等の相続財産について貴行へ支払いの請求等があった場合には、相続関係者において連帯して③ご住所（印鑑証明書と同一のご住所）めがれば受け取った相続財産を速やかに貴行へ返還し、貴行に返すことといたします。

③ご住所（印鑑証明書と同一のご住所）

◎委任をする方 (委任者)	おところ（印鑑証明書と同一の住所をご記入ください） 富山市堤町通り1-2-26
	ふりがな ほくりく さぶろう おなまえ 北陸 三郎
	実印 

④代表者さま以外の相続人さまのご署名

◎ 相続関係者代表 (受任者)	ふりがな ほくりく はなこ おなまえ 北陸 花子
--------------------	---------------------------------------

実印をご捺印ください

⑤代表者さま（受任者）のお名前

(委任事項)

- 預金の払い戻し手続きおよび元利金の受け取り、保護預り有価証券（債券・投資信託）の売却および売却代金の受け取り
- 預金、保護預り有価証券（債券・投資信託）の名義書替手続きおよび預金名義書替後の預金通帳・証書等の受け取り
- 通帳、証書等の喪失手続き（相続関係者代表への委任後に判明した喪失を含む）
- 貸金庫の開閉、内容物の引き取り、貸金庫契約の解約
- セーフティケースの開閉、内容物の引き取り、保護預り契約の解約
- カードローン等のお借入れローンの返済、担保処分による総合口座貸越の返済
- その他相続事務手続きに付随する事務一切

【相続に関する依頼書】

《ご記入にあたってのお願い》

- 記載内容をご確認のうえ、①～⑤すべてを相続手続きの代表者様にご記入ください。
- 訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正箇所を実印をご捺印ください。

①ご依頼日（他の相続人さまの委任状がある場合は、その委任状の日付以降の日付をご記入ください）

株式会社 北陸銀行 あて

◎ ●●●●年 ●●月 ●●日

相続に関する依頼書

◎の欄にご記入またはご捺印ください。

◎ 被相続人
(お亡くなりになった方)

ふりがな	ほくりく たろう
おなまえ	北陸 太郎

代表者として他の相続関係者の委任を受けて手続きをする場合、右の事項についてご確認ください。

相続関係者に被相続人の取引状況、依頼内容等について説明し、同意を得たうえ、は相続関係者を代表して以下の事項について処理を依頼します。また、依頼にあたり貴行が必要とする書類等は私が代表してとりまとめ提出いたします。

◎ 依頼をする方

おとこ ところ (印鑑証明書と同一の住所をご記入ください)	
富山市堤町通り1-2-26	
ふりがな	ほくりく はなこ
おなまえ	北陸 花子

◎ 入金口座をご記入ください

◎解約（売却）金の入金口座		◎貸金庫・セーフティケースの内容物引取	
金融機関・支店	北陸	(ご契約の種類に○を表示)	実印
科目・口座番号	普通 () 1 2 3 4 5 6 7	貸金庫	の内容物を引き取りました。
口座名	カナ ほくりく はなこ	セーフティケース	
	漢字 北陸 花子		

※他行への振込は当行所定の振込手数料が必要です（解約金額から差し引いて振込みいたします）。

(銀行への依頼事項)

- 預金の解約・払い戻し、保護預り有価証券（債券・投資信託）の解約
- 預金、保護預り有価証券（債券・投資信託）の名義書替処理
- 通帳・証書等の喪失処理
- 相続財産によるカードローンの返済、担保処分による総合口座貸付
- 貸金庫契約セーフティケース保護預り契約の解約手続き
- その他相続事務手続きに付随する事務一切

(依頼に際しての確認事項)

- 預金の払い戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、預金払戻請求書の提出はいたしません。また、投資信託・国債等の売却にあたっては、投資信託解約申込書もしくは債券買取依頼書を提出いたしません。なお、投資信託等投資商品の解約は、貴行の指定する日に行ってください。※解約日について特にご希望がある場合はお申し出ください。
- 名義書替する場合は、名義書替を受ける名義人より貴行所定の関係書類を別途提出いたします。貸金庫（セーフティケース）の開閉にあたっては、開庫票を提出いたしません。また、未払い手数料があるときは、ただちにお支払いいたします。
- 喪失等により提出できない通帳、証書等は、手続き終了後は無効であり、後日発見した場合はただちに貴行に返却いたします。

(注意事項)

- 名義書替を依頼される場合は、別途名義書替依頼書へのご署名・ご捺印が必要となります。

② 亡くなられた方のお名前
 ③ ご住所（印鑑証明書と同一のご住所）
 ④ 代表者さまのご署名
 実印をご捺印ください

【相続名義書替依頼書（預金）】

《ご記入にあたってのお願い》

1. 名義書替内容をご確認のうえ、①～③すべてを相続手続きの代表者様をご記入ください。
2. 訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正箇所を実印をご捺印ください。

①ご依頼日（他の相続人さまの委任状がある場合は、その委任状の日付以降の日付をご記入ください）

株式会社 北陸銀行 あて ◎ ●●●●年 ●●月 ●●日

相続名義書替依頼書（預金）

◎の欄にご記入またはご捺印ください。

◎ 被相続人 (お亡くなりになった方)	ふりがな	ほくりく たろう	② 亡くなられた方のお名前
	おなまえ	北陸 太郎	
◎ 相続関係者（代表）	ふりがな	ほくりく はなこ	実印
	おなまえ	北陸 花子	

下記に記載された日付以後、遺言や遺産分割協議書等に基づき、他の相続人等から被相続人の預金等の相続財産について貴行へ支払いの請求等があった場合には、相続関係者において連帯してその責を負うものとし、貴行からの求めがあれば受け取った相続財産を速やかに貴行へ返還し、貴行には一切迷惑・損害をおかけいたしません。

（注意事項）

- 被相続人の通帳・証書等が喪失している場合は、再発行いたします（当行所定の手数料が必要です）。
- 名義書替は当行の指定する日に行います。書替日について特にご希望がある場合はお申し出ください。

以下の項目は、銀行が記入いたします。名義書替の内容を十分にご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。

名義書替対象預金			名義書替内容		
口座番号 (お預り番号)	預金種類	金額(円) (外貨預金は外貨建てで記入)	取引店名	顧客番号	取引先名
9876543 (001)	定期預金	1,000,000	◎◎支店	111111111	北陸 花子
9876543 (002)	定期預金	1,000,000	■支店	222222222	北陸 三郎

この部分については、銀行で記入いたします。お客さまの記入は不要です。

ご希望された名義書替の対象取引内容を記載しておりますので、ご確認ください。

- ・名義書替を受ける名義人の口座について記載しておりますので、ご確認ください。
- ・名義書替を受ける方は、別途書類の提出が必要となる場合がありますので、窓口の担当者にご相談ください。
- ・名義書替日について特にご希望がある場合は、別途ご相談ください。
- ・被相続人のお通帳・証書等が喪失している場合、再発行の手続きが必要となります。当行所定の手数料が必要となります。